

美浦村議会報告会

～開かれた議会をめざして～

平成27年2月14日(土)午前10時～

美浦村中央公民館大ホール

次 第

- ◆開会
- ◆議長あいさつ
- ◆議会ってどんなところ？
- ◆何がどうやって決まるの？
 - ・総務常任委員会報告
 - ・経済建設常任委員会報告
 - ・厚生文教常任委員会報告
- ◆議会改革の取り組みについて
(議会基本条例の制定他)
- ◆休 憩
- ◆意見交換
- ◆閉会のあいさつ
- ◆閉会

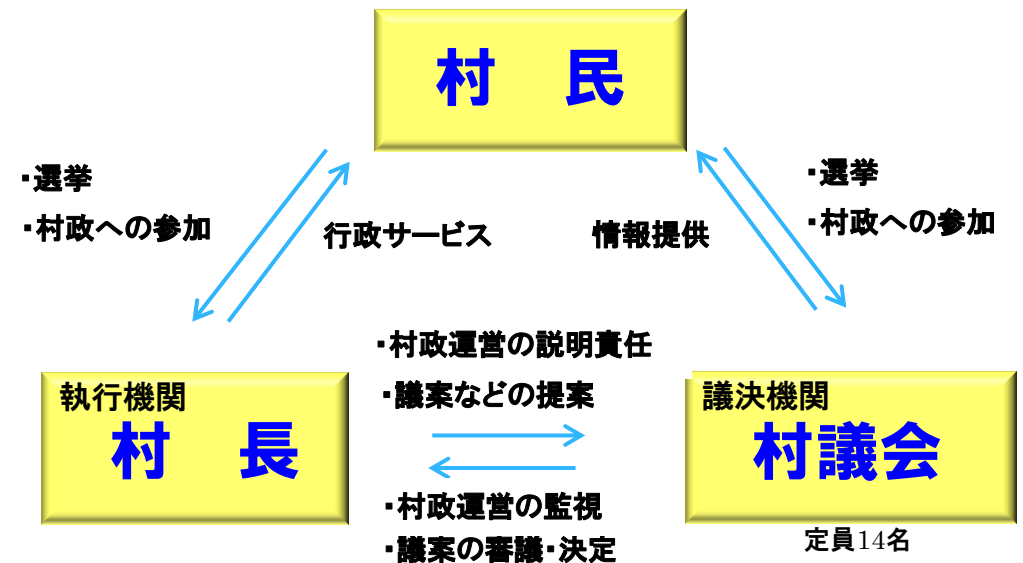


1. 議会の仕組み — 議会ってどんなところ？ ①

私たちの住む美浦村を、豊かな住みよい地域社会にするためには、村民全員で話し合うことが一番よい方法です。しかし、実際に村民全員で集まって話し合うことはできません。そこで、村民のみなさんが選挙によって自分たちの代表する人を選んで、その代表者が話し合い、まちづくりを進めていく。それが村議会の役目です。

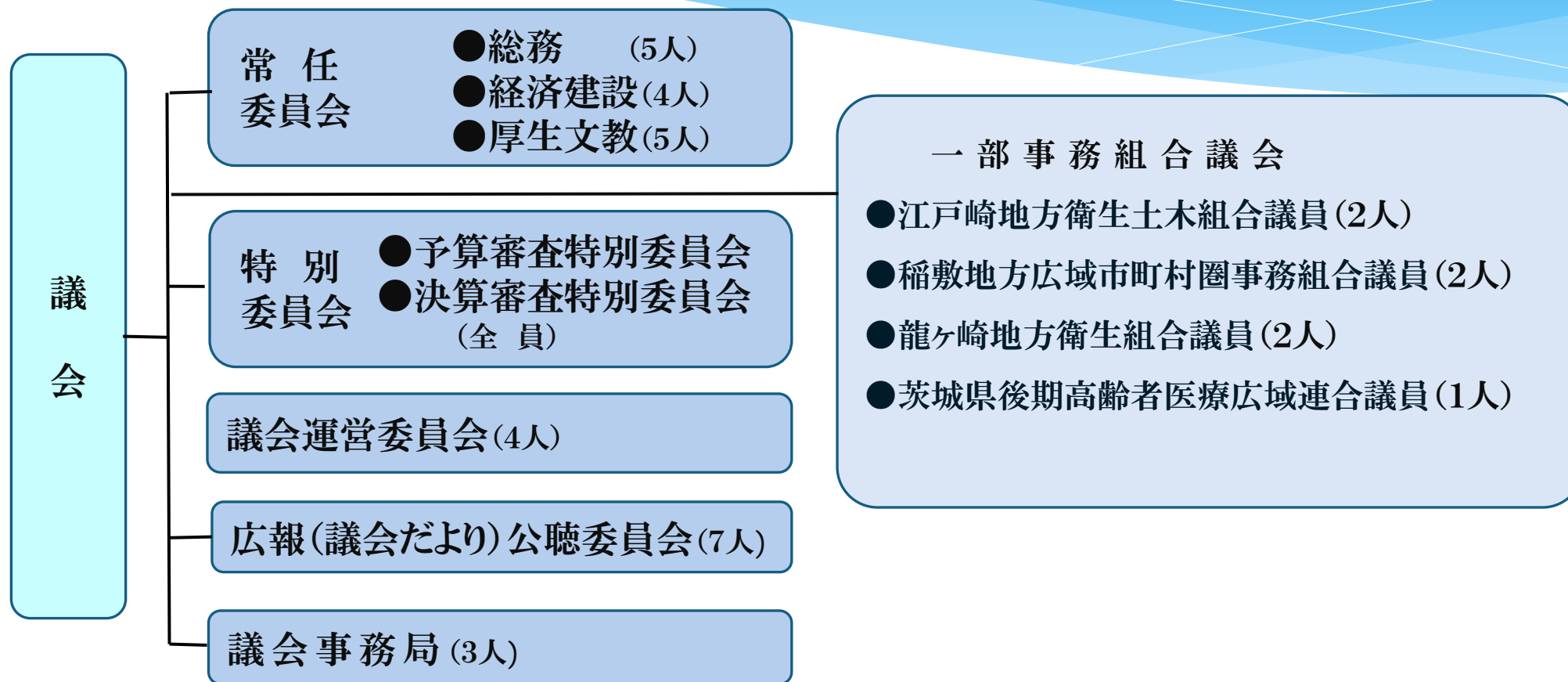
村議会は、村民から選ばれた14名の議員で構成され、村民全体のため、どんな仕事をしたらよいか話し合い、決める任務を持つもので、これを村の意思決定機関、または**議決機関**と言います。

一方、村議会で決めたことを実際に仕事にするのは**村長**、**教育委員会**等で、これらを**執行機関**と言います。



1.議会の仕組みー議会ってどんなところ？ ②

* 議会の構成／どんな組織になっているの？



1.議会の仕組み－議会ってどんなところ？ ③

▶ 定例会や委員会等／どんな役割があるの？ その1

定例会と臨時会

村議会とは、年4回招集される**定例会**と、必要がある場合開かれる**臨時会**とがあります。

本会議

議会の招集は、通常村長が行い、議員定数の半数以上が議場に出席して開かれる会議をいいます。
この会議で**村の意思が決定**されます。

委員会

委員会は提出された議案を分担して、専門的、能率的に審議する機関をいいます。
常任委員会は、3委員会が設置されています。
特別委員会は、特に重要な事柄について審査や調査をするために、必要に応じて設けられます。

閉会中の活動

議会の閉会中でも各委員会では、必要に応じて会議を開いて重要事項の調査審議をしたり、他市町村の事業などの実態を調査し、また村民の声を村政に反映させたりするための活動を続けています。

1.議会の仕組みー議会ってどんなところ？ ④

▶ 定例会や委員会等／どんな役割があるの？ その2

● 常任委員会の役割

議会が村の事務に関する所管事務の調査及び議案、請願等の審査を行わせるため、条例で定め、常設する委員会です。

議員は必ず1つの常任委員会に属し、任期は条例で2年となっています。

常任委員会の権限は、その所管に属する事務の調査及び議案、請願の審査とされています。

総務常任委員会

村の行財政、広報公聴、企画、税務、戸籍、防災、地域活動その他各常任委員会に属しない事項についての一般行政に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

経済建設常任委員会

農業、商工業、環境衛生、道路、都市計画、公園、上下水道、建築、区画整理等についての調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

厚生文教常任委員会

学校教育、社会教育、文化振興、健康づくり、スポーツ振興、介護保険、国民健康保険、社会福祉等に関する事項についての調査及び議案、請願、陳情等の審査を掌る。

2. 常任委員会報告－何がどうやって決まるの？ ①

総務常任委員会

委員長／石川 修 副委員長／山本 一恵

委員／沼崎 光芳 坂本 一夫

▶ 協議された議案

議案第3号	美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

2. 常任委員会報告 ― 何がどうやって決まるの？ ②

★ 経済建設常任委員会

委員長／羽成 邦夫 副委員長／小泉 輝忠

委員／林 昌子 飯田 洋司

▶ 協議された議案

議案第1号	村道路線の廃止について
議案第2号	村道路線の認定について
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第7号	平成26年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
議案第8号	平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
議案第10号	平成26年度美浦村水道事業会計補正予算(第3号)

2. 常任委員会報告－何がどうやって決まるの？ ③

* 厚生文教常任委員会

委員長／椎名 利夫 副委員長／山崎 幸子

委員／下村 宏 岡沢 清 塚本 光司

▶ 協議された議案

議案第4号	美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第5号	平成26年度美浦村一般会計補正予算(第5号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第6号	平成26年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
議案第9号	平成26年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議会改革に向けて

学び、議論し、提案する議会へ

わたしたちは歩みます。

美浦村議会

「議会基本条例」ってなに？

「議会基本条例」は、議会の役割と責務を明らかにした、「**村民に対する議会の約束**」として、美浦村議会の憲法とも位置付けられる条例です。

そして、村民のみなさまに対して、「**わかりやすく・開かれた**」「**村民とともに**」の議会づくりのために、議会のあり方を明文化したものです。

なぜ「議会基本条例」が必要か？

標準会議規則（地方自治法）→ 会議の一般的な諸原則
（議会の運営は申し合わせ事項）



地方分権推進 → 首長の権限拡大 ← 議会の監視機能強化が必要
（独自の施策） （単なる監視でなく提案型へ）



議会基本条例 → 議会及び議員の行動規範を定めたもの

これまでの経過

平成23年12月 ・議会地方自治研究会で議会基本条例を制定することの合意形成

平成24年7月 ・北海道栗山町視察(全国で初の議会基本条例制定)

平成25年2月 ・初めての一般会議開催

平成25年9月 ・一般質問の一問一答方式導入

平成26年3月 ・地方自治研究会に議会基本条例検討委員会を設置(委員6名)

以後、12回の委員会開催(骨子→素案→原案作成作業)

→自治研究会に報告→自治研究会で全員による討議

平成26年12月 ・議会基本条例原案確定

平成27年2月 ・議会報告会(条例の説明)

議会基本条例検討委員会にて



議会基本条例検討委員会にて



今後の取り組み

平成27年4月 ・議会ホームページで原案公表・意見募集

平成27年6月 ・平成27年第2回定例会に上程

平成27年7月 ・条例施行

美浦村議会基本条例（素案）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会・議員の活動原則（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 村民と議会との関係（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 議会と村長との関係（第 6 条—第 9 条）

第 5 章 議会機能の充実・強化（第 10 条—第 14 条）

第 6 章 議員の身分・待遇（第 15 条—第 17 条）

第 7 章 最高規範性及び見直し手続き（第 18 条—第 20 条）

附則

前 文

日本国憲法に基づく地方自治制度の**二元代表制**の下、美浦村議会（以下「議会」という。）は合議制の議事機関として、村長は執行機関として、それぞれが異なる権限を行使して、住民の意志を村政に反映させるという役割及び責任を担っている。

そのため議会は、公平性と透明性の確保、積極的な情報の公開、政策活動等への多様な住民参加の推進、議員間の自由討議の展開、村長等執行機関との緊張感の保持、議員の資質の向上、議員活動を支える体制の整備等について定めることにより、**住民に開かれた議会、住民参加を推進する議会、住民に身近な信頼される議会**を目指して行かなければならない。

よって議会は、議会及び議員の責務と議会運営の基本的事項を明らかにし、住民福祉の向上のために全力を挙げて**住民の負託に応えることを誓い**、ここに議会基本条例を制定する。



第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、**住民自治を基本に、議会の活性化と機能強化を図るため**の議会運営の基本事項を定めることを目的とするものである。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、村民主権を基礎とする村民の**代表機関としての自覚**を持って議会活動に専念するものとする。

2 議会は、常に**公平性・透明性・信頼性を確保し**、村民に開かれた議会を目指すこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が**言論の府**であること及び**合議制の機関**であることを十分に認識し、**議員相互間の自由な討議**を尊重するものとする。

2 議員は、議会の構成員として、一部団体や地域の代表にとどまらず、村民全体の福祉の向上及び村政の発展を目指して活動しなければならない。

3 議員は、村政全般について、課題及び村民の意見を的確に把握するとともに、**自らの資質向上を図るために、不断の研さん**に努める。

第3章 村民と議会との関係

(村民参加と村民との連携)

第4条 議会は、議会活動に関する**情報公開**を徹底するとともに、村民に対する**説明責任**を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、**本会議の他、常任委員会、特別委員会を原則公開**とする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、**参考人制度及び公聴会制度**を十分に活用し、村民の専門的又は政策的知見等を議会の討議に反映させることができる。
- 4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて**提案者の意見聴取**を行う機会を設けることができる。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表

する等、議員の活動に対して村民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

第5条 議会は、全議員出席のもとに村民に対する**議会報告会を少なくとも年1回以上開催**して、議会の説明責任を果たすとともに、村民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

2 議会は、村政全般にわたって議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する**一般会議を設置**するものとする。

村内の農協及び農業従事者との一般会議（H25. 7月開催）

一般会議（むらづくり懇談会）



第4章 議会と村長との関係

(議会及び議員の村長等との関係)

第6条 本会議における議員と村長及び執行機関の職員（以下「村長等」）の一般質問は、広く村政上の論点、争点を明確にするため、**一問一答方式**を行うことができる。

2 本会議において村長等は、議員の質問に対して議長の許可を得て質問の趣旨を問うことができる。

(村長による政策の形成過程の説明)

第7条 **村長は**、議会に計画、政策、施策及び事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、より一層、深まりのある議論ができるように、次に掲げる**政策等の決定過程を説明**するよう努める。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における**論点、争点を明らかに**するとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第8条 村長は、予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、**分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成**するよう努めるものとする。

(議会の議決事件) **※現在、この条項については執行部と協議中。**

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の議会の議決事件については、代表機関である議会が、村政における重要な計画の決定に参画する観点から、次のとおり定めるものとする。

- (1) 美浦村総合計画
- (2) 美浦村都市計画マスタープラン

- (3) 美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画**
- (4) 美浦村子ども・子育て支援事業計画**
- (5) 美浦村障害者計画・障害者福祉計画**
- (6) 美浦村地域福祉計画・地域福祉活動計画**
- (7) 美浦村教育振興基本計画**
- (8) 美浦村男女共同参画計画**

第5章 議会機能の充実・強化

(自由討議による合意形成)

第10条 議会は**言論の場**であることを認識し、議員相互間の**活発な討議を中心に**運営することとする。

2 議案審議、結論に至る過程での**議員討議を尽くしての合意形成**に努めることとする。

(調査機関の設置)

第11条 議会は、村政の課題に関する調査の為に必要があると認めるときは、議決により、**調査機関を設置**することができる。

2 議会は、前項の調査機関に**学識経験者、専門家**を構成員として置くことができる。

(議会事務局の体制)

第12条 議会は、議案の審議、政策等の立案に当たって、**議会事務局の調査・法務機能**を積極的に活用するものとする。

2 議長は、法第138条第5項の規定に基づく任免権を行使する場合において、**議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ村長と協議**するものとする。

3 議長は、前項議会事務局職員の人事に関し、議会改革、議会機能の充実・強化の観点から、**適正な期間の職員の確保**に努めることとする。

4 議会事務局職員は、**議員のパートナー**として、議員を補佐するのみにとどまらず、執行部とのパイプ役に努め、**ともに村民生活の安心・安全の向上**という議会の使命を果た

すべきことを自任し、職務に当たるものとする。

(条例の理念の浸透)

**第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員
研修の充実強化を以て、条例の理念の浸透を図るものとする。**

(危機管理の体制)

**第14条 議会は、災害等の不測の事態から村民等の生命・身体及び
財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的
かつ機能的な活動が図れるよう、村長等と協力し、議会の危
機管理体制を整える。**

第6章 議員の身分・待遇

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、議員活動の評価等に関して**村民の意見を聴取**するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することができる。

3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正の理由を付して**必ず議員が提案**するものとする。

（議員報酬）

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、村政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、議員活動の評価等に関して**村民の意見を聴取**するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することができる。

3 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による村民の直接請求があつた場合を除き、改正の理由を付して**必ず議員が提案**するものとする。

（議員の政治倫理）

第17条 議員は、村民全体の代表者としてその**倫理性を常に自覚**し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによ

って、村民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第7章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第18条 この条例は、**議会運営における最高規範**であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等（以下「条例等」という。）を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及びその他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

（議会及び議員の責務）

第19条 議会及び議員は、この**条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例等を遵守して議会を運営し、もって**村民を代表する合議制の機関として、村民に対する責任を果たさなければならない。

（見直し手続き）

第20条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会地方自治研究会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の**改正を含めて適切な措置**を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、**本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明**しなければならない。

附 則

この条例は平成 27 年 月 日から施行する。

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
1	木	地域での困りごと	U字溝の清掃について	当地区では、ほとんどが高齢者の為、毎年行われる道路の草刈り、カーブミラーの清掃等は何とかやれていますが、U字溝の清掃となるとほとんどの人があきらめてしまう状態です。ここ7、8年清掃したことがなく、半分以上、土砂の堆積が見られる状態です。行政にお願いすれば何とかなるでしょうか？本来、地区にて行われなければと思ってはいるのですが。	村では毎年7月第1日曜日に各地区の区長さんに依頼し、地区内の道路及び通学路の草刈り、排水路の清掃作業を行っていただいております。地域住民では、対処できない案件については、都市建設課に相談して下さい。	経済建設常任委員会
2	木	地域での困りごと	共同墓地への水道引込みについて	墓参りに行く際に、水が必要なのでみなさん、ペットボトル、バケツ等を持ってくるのですがやはり高齢者が多い為、重くて大変な様です。費用としてはどのくらいかかるのでしょうか？	共同墓地に水道を引き込む際に係る費用についてご回答いたします。地区で管理する共同墓地のため加入分担金、手数料(設計審査、材料審査等)については免除になります。本管から敷地内に水道管を引込み水道が出るようにするまでの工事費用として、450,000円(概算)で、全額申請者負担になります。また、村の補助等はございません。水道使用量は、墓地であれば一般的に基本料金内とされますので、1,836円/月かと思われれます。工事費用は、村内の業者によって金額が違いますので概算となります。	経済建設常任委員会
3	八井田	地域での困りごと	空き家・空き地対策	八井田地区においては、空き家空き地7件あり、親族後継者がいないため、防犯防火生活環境の悪化等があり非常に困っている状況で早期に空き家条例が制定されて、改善してほしい。	本村全体でも空き家が増加しています。昨年11月の国会で「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が成立しました。法に定められた国の基本指針やガイドラインが今後制定されてきますので、それをふまえて条例制定(6月定例村議会予定)し、対応してまいります。	経済建設常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
4	八井田	地域での困りごと	通学路の環境整備	通学路(見晴台地区)が歩道・水路・空き家・耕作放棄地等があり安心安全が確保しにくい状況で改善してほしい。	<p>子ども達の通学路の安全の確保につきましては、村民の方々は交通事故が起きないような道路整備の充実を望んでおります。学校では交通事故に合わないための指導として、小中学校の児童生徒に対して交通ルールの指導を日常的に行っております。また、登校時には教職員も学校周りに出向き見守りを行い交通ルールの指導を行っております。下校時にも付き添いでの見守り等を行っているところです。</p> <p>地域の取り組みとして、地区の老人会のご協力により、下校時の見守りをして頂いており感謝しているところであります。</p> <p>村内に歩道が整備されていない通学路は多いですが、保護者及び村内の地区の方等もご協力を得ながら、子供達の見守り等を行い、安全に通学できる地域にしたいと思っております。</p> <p>なお、歩道整備につきましては、村内各行政区を結ぶ主要幹線として位置づけしている村道を、美浦村総合計画及び3か年事業実施計画に基づき順次整備を進めています。(学校教育課)</p> <p>また、道路部分に雑草等が繁茂していて、車、歩行者が安心安全に通行出来ない時は、村で対処します。(都市建設課)</p>	厚生文教常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
5	八井田	村に対してのご意見	耕作放棄地対策	農業後継者がだんだん少なくなる状況があり、耕作放棄地が増える一方です。行政指導を継続して実施して人と自然が輝くMIHOの実現に努力してほしい。	<p>本村の耕作放棄地につきましては、農地面積 1,387ha(田 1,043ha, 畑 344ha)のうち、141ha(田 53ha, 畑 88ha)であり、うち 24haが農振農用地内の農地であります。</p> <p>農家の高齢化、後継者不足による労働力不足、谷津田や小区画、農道・水路の未整備等の耕作条件の悪い農地が耕作放棄地となっています。近年の米価下落、農産物の価格不安から、担い手の方も経営拡大には慎重になっておることから、まずは優良農地である農振農用地区域内の農地について、耕作放棄の解消を重点的に推進することと考えております。推進計画を検討し、現地調査、所有者調査・農地管理の意向調査を行い、所有者・担い手(農家)の調整を慎重に進めてまいります。</p> <p>合わせて、「不動産は所有者が管理することが基本である」ことについて、所有者のご理解、ご協力を促し、拡大防止に努めてまいります。現在、推進計画の修正、農業委員会の調査(26年度調査)の集計、耕作放棄地の抽出を行っております。合わせて、広報での農地管理の注意喚起を検討しております。</p>	経済建設常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
6	八井田	議会に対して のご意見	施策について	少子化、人口減少、過疎化対策、交通網の整備について 今後とも積極的に取り組んでほしい。	日本の人口が、2050年には、9,500万人台になるとの統計が出ており、人口減は地方に深刻な状況となっています。安倍内閣が進める「まち・人・しごと再生」に基づき、「地方人口ビジョン」と5ヶ年の「美浦村版総合戦略」を策定し、人口増加に向けて努力をしていきます。 交通網の整備については、村外の運行等、法の壁に阻まれていることから、現在のデマンド交通等の活用充実に向けて進めて行きます。	議長
7	八井田	議会に対して のご意見	合併検討	美浦村だけでは行政運営が難しい現状だと思えます。広域行政に持っていく(合併)ことも検討してほしいです。	平成17年に行なわれた住民投票の結果を支持しつつ、広域組合で行なっている消防・衛生組合等や、県内外の自治体の動向を注視し、合併が村民にとって有利と判断する状況になった場合は速やかに検討に入りたいと考えています。	議長
8	美駒3区	村に対しての ご意見		公共無線LANありがたいです。役場の方も大変親切な対応をしてくださってありがとうございます。太陽光発電のその後など状況通知頂けるのを楽しみにしています。	太陽光発電事業につきまして、本年3月の工期で工事が行われています。発電に関する施設につきましては、ほぼ完成しており今後は、付随するトイレ等の工事を行い、3月にはすべての工事が完了する見込みです。売電につきましては、現在、東京電力で送電線の工事を行っておりますので、その工事が完了した後に、つなぎ込みとなります。	総務常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
9	花見塚	地域での困りごと	野良猫対策	野良猫の増加による家庭菜園荒らしやフン、尿、鳴き声による騒音など大いに困っている。住民の中に野良猫にエサをやる人も居て困る。一斉捕獲等を検討してほしい	猫は愛護動物のため、野良猫であっても捕獲する根拠がないため、行政で捕獲する事は出来ません。野良猫でもどなたかが餌を与えてしまうと、その地域に住み着いてしまいますので、皆さんで餌やりをしないよう声かけをお願いいたします。	経済建設常任委員会
10	余郷	地域での困りごと	地区の活動	総会などへの参加率が低い。高齢化もあるが消極的な人が多い。消防団に入らない人、子どもを入れない親が多い。上記2点に対する援助を考えてもらいたい。	最初に消防団に関するご意見ですが、近年は仕事を持ち非常時に対する活動が困難になってきている。また、個人意識が強まっている中、活動などに対してはわずらわしさがイメージされ、面倒事には出たくない若者が多くなってきているし、子に対する親の関わり方も変化し、大変なことには敬遠傾向にあるように感じます。消防団への加入については、村の条例では、18歳以上の者、強い意志、強い身体があればだれでも加入することはできるとしています。しかしながら現実的には、若者に限られているようです。ただ、一方で、高齢者でも消防活動(初期活動)を応援することは出来ると思います。これについては、各地区で結成される「自主防災組織」の結成と活動により防災力の向上に貢献できるものと思います。この組織には、村からの補助金(最高10万円)が利用できますので、ご検討をお願いします。総会の参加率の低下は、No.15で回答させていただきます。	総務常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等	回 答	回答担当
11	一般公募	地域での困りごと	<p>空き家対策</p> <p>郷中地区副区長の中野です。前区長からの申し送りですから既に3年以上は問題が未解決となっています。住所は、郷中2838-78番地の空き家についてですが環境整備が3年以上もされておらず近所の住民から苦情(衛生面)がでており何とかならないか副区長に対し、班長等を通じてしばしばよせられその都度、区長を通じて役場に陳情に既に15回以上は直接窓口に出向いていますが一向に解決に至りません。村議員さんにも現地を確認して頂きました。見通しが悪く、交通の妨げとなっています。蚊や害虫が夏に発生し近所では、駆除に迷惑をしています。スズメバチなどの巣があるのか中から蜂が出てきたこともあり、小学生が通学に怖がっていました。また、空き地なので不法投棄(電気工事の廃材等)が放置されています。家も荒廃しているので倒壊の恐れもあります。村には、その都度どうにかしてほしいと相談しているのですがいまだ解決にはいたっておりません。</p>	<p>本村においても空き家問題は対応が難しく、本件に関しても所有者に通知を送付したり、判明した電話番号に連絡するなど、生活環境課が対応しています。空き家問題全体としては、No.3でも回答いたしましたが、法施行に伴い村としても対応していきます。</p>	<p>経済建設常任委員会</p>

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等	回 答	回答担当
12	一般公募	村に対してのご意見	<p>職員の風紀、管理職の意識改善</p> <p>役場の窓口(受付係)については、昨年から大変気持ちよく対応していただき安心しています。 やはり役場に来る方は、ほとんどが楽しく訪問するのではなく、困ったり、相談にきます。必要にせまられて、書類の手続きに来るわけですから、住民の気持ちになった説明が必要不可欠です。その上で1階で直接、住民に接する方には、服装は、やはりネクタイ着用すべきでしょうし、本人も気持ちを引き締めることで言葉使いも丁寧になるでしょう。どうも男性の服装態度がいまいちでだらしく感じています。もっと髪をとかしハンサムで美男美女でいきましょう。よれよれの服はよくありません。 各区長、班長は、村とのパイプ役でありもっとも大切なネットワークです。村長、総務部長、担当課長等は、各区長が実施するそれぞれの公民館での集會に積極的に参加して頂き、意見を聞いて頂きたい。そこでの話し合いは、その地域での困っていることがたくさんあります。もっとネットワークで頑張ってください。机の上にある書類では、現場の声は聞こえません。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。普段、自分では普通に感じることも、目線を変えることによって、様々な見方、感じ方があることを改めて感じました。平成24年度に職員の接遇についての研修を実施し、平成25年度にマニュアルを作成し、相手に心のこもった態度と気持ちよく戻られるような職員の意識づくりや職場づくりに取り組んでいるところです。しかしながら、時が立つにつれ、初心を忘れるようになってきていることも事実であります。今後は改めてもう一度接遇を見直し、気持ちの良い職場づくりに努力していきたいと考えております。</p>	総務常任委員会

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
13	一般公募	議会に対して のご意見		<p>議会の定例会を傍聴いたしましたが大変静かで整齊と行われていました。議会が白熱しているのかと思いました。各議員もしっかりとしたデータに基づき、発言している者もいましたがどうでもいいような、これが村民から選ばれ村民の意見を集約した代表質問なのか疑われるようなものもありました。もっと緊張感をもっていただきたいです。貧弱な質問は、ヤジが飛ぶくらいでも良いですね。</p> <p>定例会議の内容は、録画してインターネットで誰でも観ることができるようにして頂きたい。既に地方自治体では、行われています。</p> <p>議員の顔が見えてきません。街頭演説でもするか各議員がそれぞれの地元の公民館で議会報告会や意見聴取に取り組んで下さい。</p>	<p>お忙しところ、議会の傍聴していただき誠にありがとうございます。当村議会も平成25年第3回定例会の一般質問より一問一答方式を導入し、議会の活性化を行いました。本年議場の音響を整備し、機器のデジタル化を図りました。今後、住民に開かれた議会を目指して行く上で、インターネット配信等についても、検討していきたいと思ます。今回、初めて議会報告会を開催することができました。反省を踏まえ今後の開催方法等につきましては、議会全体で協議していきたいと思ます。</p>	議長
14	見晴台	地域での困りごと	側溝の泥について	U字溝清掃時、泥の捨て場がなく困っております。引取り等ご検討をお願いします。	地区内での処分をお願いしておりますが、捨て場が無い時は、村で引き取りに行きます。なお、引取りしやすい様に出来るだけまとめていただくようお願いします。	経済建設常任委員会 (建設)

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
15	見晴台	地域での困りごと	自治会について	自治会を脱退する方がいます。村内在住の人は全員自治会加入というシステムはとれないのですか？ゴミ等もほかの捨て場に捨てるから、自治会は抜けるよという人もいます。ほかの自治会に対して迷惑をかけるので、それだけはないようにお願いします。	行政区の加入を義務付ける法律等はなく、基本的に加入、脱退ともに自由です。行政区の加入につきましては、区長会等でも懸念的なこととして、取り上げられております。また、地区に加入していても、近所付き合い、行事への参加、区費の支払等関わりを持つことへのわずらわしさを嫌う方が増えてきているようです。これから、どの地区も高齢化が進み、一人暮らしのお年寄りも増えてくるものと思われれます。そうなったとき地区の皆さんの手助けが必要ですし、災害が発生した際の近所の手助けがあれば、大変心強いものです。そのための備えとして、行政区に加入しご近所の人々との親睦や連帯を深めることが大切であると考えます。本村としても、広報やチラシ等色々な媒体を利用して、PRに努めて参りたいと思います。	総務常任委員会 (総務)

区長からのご意見一覧

	地区名	地域での困りごと 村に対してのご意見 議会に対してのご意見	問題等		回 答	回答担当
16	見晴台	村に対してのご意見	娯楽施設について	娯楽施設がありません。江戸崎のように誰でも少額で卓球台とかバレーボールとか使えるような体育館が欲しいです。また、高齢化が進んでいます。老人が楽しめる様な施設を作って頂ければと役員の方は言っています。	<p>現在、予算の関係上体育館等の娯楽施設を建設予定はございません。本村には、スポーツができる施設として、光と風の丘公園、美浦村村民運動公園、農林漁業者トレーニングセンターがあります。</p> <p>高齢者も楽しめるものとして、光と風の丘公園では、ゲートボールやグランドゴルフ、ディスクゴルフなど、村民運動公園ではゲートボール、また農林漁業者トレーニングセンターや安中多目的研修施設では、バレーボール、卓球やバウンドテニスなどが楽しめます。</p> <p>各々の施設は、村民であれば利用することができます。それぞれに使用料はかかりますが、使用する者の年齢が18歳以内と60歳以上の村民が半分以上の場合は2時間まで、規定の使用料の減免措置があります。また、用具の貸し出しも可能なものもありますので、詳しくは、光と風の丘公園クラブハウスまでお問い合わせいただければと思います。</p>	厚生文教常任委員会